

使用料の考え方

1. 特記事項

(1) イベントや期間を限定した占用等

指定管理対象範囲においてイベントや期間を限定した占用等（以下「イベント等」という。）を実施するにあたり必要となる許可の種類については、イベント等の期間・内容を踏まえて、許可の申請者と市で協議を行う。

なお、イベント等は、原則として指定管理者が実施主体または実施メンバーとして関わることとする。その場合、イベント等の許可に係る使用料は減免とする。

(2) 自動販売機

自動販売機を設置する場合に市に支払う設置許可使用料及び納付金（自動販売機の設置を通じて得られた売上の10%）は、以下のとおりとする。

設置場所	設置許可申請	設置許可使用料	市への納付金 (売上の 10%)	指定管理対 象施設の管理 経費に充当
公募対象公園施設の 建物内に設置する場合	不要	不要	必要	不要
公募対象公園施設の 建物外壁と一体的に設 置する場合	必要 (投影面積分)	全額減免		
上記以外の場合				